

大阪市告示第1508号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年11月2日（日）から 同月3日（月）まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年11月4日（火）から 同月5日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年11月7日（金）	
	令和7年11月9日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年11月10日（月）から 同月12日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年11月14日（金）	
	令和7年11月16日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年11月17日（月）から 同月19日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年11月21日（金）	
	令和7年11月23日（日）から 同月24日（月）まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年11月25日（火）から 同月26日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで

	令和 7 年11月28日（金）	
	令和 7 年11月30日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）